

見守り 新鮮情報

知らない事業者から「今よりも電気料金が安くなる。電気料金の明細を教えてください」と電話があった。よく分からずに言われるまま**検針票**に書かれた番号などの情報を伝えると、封書が届いた。数日後、「書類は届いているか」と電話があり、そこで初めて封書は**電気契約の切り替え**手続きの書類であったこと、1週間前の電話で**契約**の申込みをしたことになっていたことが分かった。
(60歳代 女性)



いつの間にか切り替えに 電気の契約切り替えトラブル

ひとこと助言



- 電力の小売全面自由化以降、電話勧誘による電力切り替えに関するトラブルの相談が寄せられています。
- 電力会社等から電話を受けた際は、事業者名や内容をよく確認し、必要な情報はきっぱり断りましょう。
- 切り替えに必要な住所や供給地点特定番号等の情報は、現在契約している会社が発行する検針票に記載されています。検針票の記載情報を伝えたところ、勝手に別の会社への切り替え手続きをされていたというケースもあります。安易に検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。
- 困ったときは、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等(消費者ホットライン188)、もしくは経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)にご相談ください。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第336号(2019年5月8日)発行：独立行政法人国民生活センター

■問い合わせ■

茨城県消費生活センター ☎029-225-6445
常陸大宮市消費生活センター ☎0295-52-2185 (直通) (本庁商工観光課内)
※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。